

《短 信》

庄内方言の第二命令

—シタ・シテダ・シッタ・シテッダ—

荒井 孝一

標準語の「へしろ」という命令（読め・起きろ・受けろ・来い・仕事しろ）に相当する山形県庄内方言の形は、〈ヘシエ〉（読メ・起ギレ・受けレ・来イ・仕事シエ）である。いわゆる動詞の命令形である。

- ① 才前好ギダゴド書ゲチャ（おまえが好きなことを書けよ）。
- ② アシタ早グ来イ（あした早く来い）。

- ③ 今日ノ宿題ダバ今日ノウチシエヤ（今日の宿題は今日のうちにしよ）。

尊敬語体系をとる場合、動詞に〈ヘス〉あるいは〈ハス〉を付けたり固有の動詞を使ったりして、その命令表現はつぎのようになる。

- ④ モウソロソロ休マシエ（休マサシエ）（もうそろそろお休みください）。

- ⑤ マズ上ガラヘ（上ガラサヘ）（まずお上がりください）。

- ⑥ アシタゴザレ（ゴザラシエ）（あしたいらっしやい）。

〈ヘシエ〉の命令および尊敬語の〈サシエ（サヘ）〉または〈ハササシエ（ササヘ）〉の命令を第一命令とよんでおく。

ところが、庄内方言にはこの他に特殊な命令の言い方がある。

- ⑦ モト本読ンダ（もつと本を読みな）。

- ⑧ コレ見ダチャ（これを見なよ）。

- ⑨ アシタ早グ来タ（あした早く来な）。

- ⑩ 宿題今日シタデ（宿題を今日しなよ）。

- ⑪ モウソロソロ休マシタ（休マサシタ）（もうそろそろお休みなさいましな）。

- ⑫ マズ上ガラシタ（上ガラサシタ）（まずお上がりなさいましな）。

- ⑬ アシタゴザタ（ゴザラシタ）（あしたおいでなさいましな）。

こうした命令の言い方を第二命令とよんで、第一命令から区別する。右の例であきらかなように、第二命令の言い方をになう動詞の形は、過去形〈シタ〉〈ハシタ〉〈サシタ〉（右の例で具体的には読ンダ・見ダ・来タ・シタ・休マシタ・上ガラシタ・上ガラサシタ・ゴザタ・ゴザラシタ）と同形である。過去の場合と第二命令の場合とでアクセントは同じであり、後者において命令らしい強調イントネーション（文末がほんのすこし強められる）があるだけである。

文法的な意味の上からいうと、第二命令形は親愛感をともなう命令形である。すなわち、第二命令表現を用いることによって、家族・友人・近しい知人だけでなく目上の立場にある人をも気のおけない親しい相手とみなすのである。したがって、例⑦～⑬でしめしたような標準語化が適当である。

使役や受身その他諸々の表現にも第二命令はある。

- ⑭ 子供ドゴ運動サシエダヤ（子供を運動させなよ）。

- ⑮ 才前悪リナダハゲ、黙テタダガツダ（おまえが悪いのだから黙ってたたかれな）。

- ⑯ 俺方ノ弁当作テオイダ（俺たちの弁当を作っておきな）。

- ⑰ 一郎サ画書イデヤチャ（一郎に絵を書いてやりなよ）。

- ⑱ 早グ風呂焚ギシシマタ（早く風呂焚きをしてしまいな）。

①9 コゴデ昼飯食テイタデ（ここで昼飯を食べていきなよ）。

②0 家サ荷物置イデキタ（家に荷物を置いてきな）。

尊敬語体系をとる動詞の場合も同様である。

②1 婆チャン言ウトオリサシエサシタ（お婆さんのいうとおりにおさせなさいましな）。

②2 バイパスの向ゴサ行テミサシタ（バイパスの向こうにおいてなつてごらんないましな）。

②3 御飯サメヤテシマワサシタ（炊事をやっておしまいなさいましな）。

②4 才家サ荷物置イデ来サシタ（おうちに荷物を置いていらつしやいましな）。

これまでは、スルの過去形シタと同形（尊敬語体系の動詞の場合サシタ・ササシタ）の述語動詞をとる第二命令表現についてみてきた。第二命令表現はさらに、「……している」「……していた」という意味をあらわす形の場合（すなわちシテダ・シッタの場合）、およびシテツダという形の場合にもある。

②5 ソツチデ茶碗洗テダ（そつちで茶碗を洗っていない）。

②6 アシタ早ゴサ来ツタチャ（あした早くここに来ていなよ）。

②7 ボンボ見デツダ（赤ん坊を見ていな）。

これら三形のうちシテツダは第二命令のときだけ用いられる。シテダ・シッタという形はシテイダ（シテダ）シッタというように融合したものである。これらは、「父チャンダバ今寝テダ（寝ツダ）（父ちゃんは今寝ている）」「父チャンダバ昨日寝テダ（寝ツダ）（父ちゃんはきのう寝ていた）」というように、東北方言では現在のテンスおよび過去のテンスをあらわす。このあたりのメカニズムについては、拙稿

「酒田方言の動詞のテンス——継続相のばあい——」（一九八三「国文学解釈と鑑賞」四月号）をご参照いただければ幸甚である。尊敬語体系の動詞ならば第二命令形はシテサシタという形になる。

②8 ドガ足クズシテサシタ（どうか足をくずしておいでなさいましな）。

②9 ココデ休ンデサシタ（ここで休んでおいでなさいましな）。

使役・受身その他諸々の場合は次のようである。

③0 子供遊バシエツダ（子供を遊ばせていな）。

③1 コイツノ宿題ミデヤテツダ（こいつの宿題をみてやっていな）。

③2 仕事片ツゲデシマテツダ（仕事を片づけてしまっていな）。

③3 部屋温メデモラテサシタ（部屋を温めてもらっただいでなさいましな）。

③4 大掃除シテシマテサシタ（大掃除をなさってしまっただいでなさいましな）。

このように、第二命令表現は、使役・受身その他諸々の場合にも、尊敬語体系をとる動詞の場合にも、そしてまた「……している」の場合にも存在する。このことは、第一命令表現の場合と共通する。また、終助詞「チャ」「デ」「ヤ」（標準語の「よ」に当たる）がつきうることも同様である。さらに、二つの命令表現は、命令の特殊用法——仮定用法——をもつことでも共通である。

③5 俺死ンデミレ、才前方困ンゾ（俺が死んでみる、お前達困るぞ……）
第一命令。

③6 俺死ンデミダ、才前方困ンゾ（俺が死んでみな、お前達困るぞ……）
第二命令。

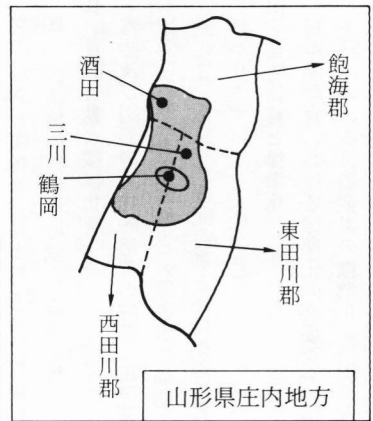
しかし、第二命令表現には、否定禁止（読マネガツタのような命令）やていねい体（読ミマシタのような命令）がない。

以上述べてきた庄内方言の第二命令をになう動詞の形が過去形と同形であるということは、一見、標準語の「どいた、どいた!」「ちよつとまった!」などが命令の意味をもつことと同じようにみえるかもしれない。けれども、この両者は相当程度にちがっている。いままで述べてきたように庄内方言の第二命令の動詞は、第1に「……しな」の意のときばかりでなく、「……していな」のときも使われる。第2に「シテミダ」の形で仮定の用法をもつ。もし、「ちよつとまった!」式のいい方がこれらと同じ用法をもつとすれば、いま述べた二つの用法にしたがつて、(I)「ちよつとまった!」(II)「俺が死んでみた、おまえたち困るぞ」というようないい方がなりたつはずであるが、実際にはそれらはなりたない。さらに、第3に標準語の「ちよつとまった!」式のいい方は今すぐの成立を要求する命令であつて、「あしたきた!」という用法はない。これに対して庄内方言の第二命令表現は「アシタキタ」のいい方ができる。

つまり、標準語の「した」の命令はきわめて特殊に限られたものすぎないが、庄内方言の第二命令表現は、命令に関してかなり一般的・普遍的なものであつて、その使用範囲は第一命令表現とそれほどちがわないのである。

大体の分布は図のとおり、庄内地方三郡にまたがる。なお、鶴岡市街地とその東方および海に面したところなどは除かれる。中心は酒田市から三川町の諸集落(十五歳位まで確認)にかけてのようであり、その周辺になると、若い層は不確かになる。

この短文は第41回日本方言研究会で報告した際の諸氏のご教示を参考にまとめたものである。



—— 鶴岡工業高等専門学校非常勤講師 ——
(昭和六十一年一月二十日 受理)

さて、こういうものは、ほかの地方にもあるのでしょうか。